

令和8年度西東京市立保育園調理・用務業務委託仕様書の補足【こまどり保育園】

- 1 保育園への入室可能時間について
開園時間と同様になります。
- 2 給食対象者の範囲
職員への給食提供はありません。
- 3 給食対象者以外に必要な食数
展示食（1）、中間食（1）、確認食（1）、指導食（1×クラス数）です。（※土曜日の指導食は保育をしているクラス数分（登園人数によってクラス数が変動します。））
- 4 土曜日の用務作業について
基本的には同様ですが、土曜日に優先して行う作業もあります。例：園児がいない部屋の室内作業
- 5 委託職員の方の駐車場及び駐輪場の利用について
駐車場はありません。駐輪場は使用可能です。

6 標準的な食事の提供時間

食事	提供時間	下膳時間
朝おやつ(乳児)	午前9時～午前9時 15分	午前9時 40分
昼食	午前 10時 50分～11時 40分	午後0時 30分～午後1時
おやつ	午後3時～3時 30分	午後4時 15分
補食	午後6時5分～6時 10分	午後6時 15分～6時 20分

7 退勤時間について

業務は、原則として開園時間（午前7時から午後7時15分まで）で実施することとなっていますが、おやつ時に使用した食器や食具、やかん等の洗浄作業終了、調理別紙9「清掃マニュアル」内、「清掃マニュアル（毎日清掃）」に記載の終業時の清掃の終了、調理様式2「衛生管理点検表及び調理業務終了確認表」に記載の業務終了後の点検等の完了後、退勤が可能です（調理業務と併せて用務業務も完了していることが退勤の条件となります。）。

ただし、これらの作業が終了している場合でも、修繕や機器の交換等が調理室内で行われる場合は、立ち会いを依頼することがあります。

※現在の委託園は、通常、17時前後には退勤しています。